

会計課

長野県告示第429号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成30年6月4日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

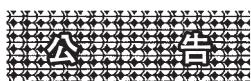
平成30年6月21日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売 り さ ば き 場 所
新	松本ハイランド農業協同組合 波田支所	松本市波田10144番地1	松本市波田10144番地1 松本ハイランド農業協同組合 波田支所
旧		東筑摩郡波田町10144番地1	東筑摩郡波田町10144番地1 松本ハイランド農業協同組合 波田支所

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売 り さ ば き 場 所
新	松本ハイランド農業協同組合 芳川支所	松本市小屋南1丁目15番16号	松本市小屋南1丁目15番16号 松本ハイランド農業協同組合 芳川支所
旧		松本市大字芳川村井町459番地3	松本市大字芳川村井町459番地3 松本ハイランド農業協同組合 芳川支所

会計課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年6月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社エーワンオートイワセMatsumoto BMW/MINI Matsumoto

松本市村井町南2-932-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エーワンオートイワセ

代表取締役社長 岩瀬 利基

松本市双葉18-2

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エーワンオートイワセ

代表取締役社長 岩瀬 利基

松本市双葉18-2

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年2月9日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,428平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 18台

(2) 駐輪場の収容台数 0台

(3) 荷さばき施設の面積 75平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 16立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店

時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エーワンオートイワセ	午前9時	午後7時 (平日)
	午前9時	午後6時 (土曜日、日曜日、祝日)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	時間帯
1	午前8時30分から午後7時30分まで(平日)
	午前8時30分から午後6時30分まで(土曜日、日曜日、祝日)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 1か所 出口 1か所 合計 2か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前9時から午後7時まで(平日)
	午前9時から午後6時まで(土曜日、日曜日、祝日)

8 届出年月日

平成30年6月8日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

平成30年6月21日から平成30年10月22日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12座振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営下之城地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年6月21日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日

平成24年12月7日

3 工事の完了年月日

平成30年3月28日

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年6月21日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画ごみ焼却場 1号 穂高クリーンセンター

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び安曇野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、飯田都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成30年6月21日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成30年7月14日(土) 午後1時から

(2) 開催場所 飯田合同庁舎5階502・503号会議室(飯田市追手町2-678)

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路

3・3・6号北方座光寺線 3・4・16号下山妙琴原線

3・5・22号東新町座光寺線 3・3・39号大門黒田線

3・5・42号座光寺上郷線

(2) 変更案の閲覧

平成30年6月22日(金)から平成30年7月13日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成30年6月22日（金）から平成30年7月6日（金）まで（郵送の場合は、飯田市役所へ同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公　述　申　出　書

(整理番号)

飯田都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成　年　月　日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 □

ふりがな
氏名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

安曇野市豊科総合開発土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年6月21日

長野県松本地域振興局長 小野浩美

理事

新任

氏名	住所
小林勘治	安曇野市豊科南穂高6784

重任

氏名	住所
等々力等	安曇野市豊科南穂高5190-1
有賀均	安曇野市穂高732
臼井勝生	安曇野市豊科南穂高5038
丸山光弘	安曇野市豊科南穂高4837
小林長茂	安曇野市豊科南穂高5141
丸山実	安曇野市豊科南穂高4870
丸山祐之	安曇野市豊科南穂高4845
等々力信	安曇野市豊科南穂高5144

退任

氏名	住所
臼井友数	安曇野市豊科南穂高5051

監事

重任

氏名	住所
望月広志	安曇野市穂高2918
小穴勝博	安曇野市豊科南穂高1717

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月21日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

1 入札に付する事項**(1) 調達產品等の種類及び数量**

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で使用する電気
契約電力 630kW 予定使用電力量 3,604,900kWh

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 調達期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで（地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価（それぞれの単価は、同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総

額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (6) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (7) 事故発生時等に緊急対応が可能な体制を確保していること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263(72)8880

入札説明書等は次のアドレスからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/azuminoryuiki/nyusatsu/azuminogesuido.html>

5 入札手続等**(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月2日(木) 午後2時
 イ 場所 長野県安曇野庁舎 1階 101会議室

(3) 郵送による場合の入札書の到達期限及び提出場所

ア 日時 平成30年8月1日(水) 午後5時
 イ 場所 郵便番号 399-8205
 安曇野市豊科4960-1
 長野県安曇野建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、この公告に示した調達產品を安定して供給できることを証明するための書類及び確認のための資料を平成30年7月26日(木)午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに提出があった書類等に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity of about 3,604,900kWh to be consumed in the Saigawa Azumino Regional Sewerage System Azumino Terminal Wastewater Treatment Plant
 Contract demand: 630kW

(2) Contract duration:

From October 1, 2018 until September 30, 2019

(3) Place where the product is procured:

The Saigawa Azumino Regional Sewerage System Azumino Terminal Wastewater Treatment Plant
 Address: 6709 Tazawa Toyoshina, Azumino City

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:
 Azumino Construction Office, General Affairs Division
 4960-1 Toyoshina, Azumino City
 TEL 0263-72-8880

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00 PM Thursday August 2, 2018
 Place: 101 meeting room, Azumino Chosha Bldg.

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM Wednesday August 1, 2018
 Place: Azumino Construction Office, General Affairs Division
 399-8205

生活排水課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
 平成30年6月21日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 許可番号

平成29年12月12日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡箕輪町大字三日町曾根田881-3、881-8、881-9、882-3の内、907-2、908-1、908-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市長地権現町四丁目4-1
 株式会社三公ホールディングス
 代表取締役 呉公太

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
 平成30年6月21日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 許可番号

平成30年3月2日 長野県長野建設事務所指令29長建第98-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字宮原950-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市権堂町2201
 長野電鉄株式会社 代表取締役 笠原甲一

都市・まちづくり課

公告

平成30年8月5日執行予定の長野県知事選挙の立候補手続き等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成30年6月21日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

1 日 時 平成30年7月2日(月) 午後1時30分

2 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁西庁舎301号会議室

選挙管理委員会

正 誤

平成30年3月12日付け長野県告示第197号「道路の占用を制限する区域の指定」中

ページ 行(箇所)

8 表中

佐久軽井沢線	小県郡青木村大字田沢字入田沢1291番の1先から 長野市大�冈甲7892番の1地先まで
--------	--

正

佐久軽井沢線	佐久市岩村田字下宿650番の1地先から 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字向原638番の1地先 まで
--------	---

道路管理課